

協会
案内

一般社団法人 **大阪府高圧ガス安全協会**

osaka high-pressure gas safety association

大阪府高圧ガス安全協会

事業活動

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会は関係官庁と連携して、高圧ガス災害の未然防止のため、自主保安体制の確立、保安管理技術の向上に必要な事業を行います。

定款第4条（事業）に基づき、次の事業活動を行っています。

1 保安教育

高圧ガスに関する保安教育

education

講習会、研修会、工場見学研修会等の開催

高圧ガス事業に従事する皆様の安全、事故の未然防止、及び拡大防止に必要な知識向上のための講習会、研修会、工場見学研修会を関係官庁の指導と後援を受けて実施致します。



1. 高圧ガス製造許可申請等の手引説明会
2. 高圧ガス製造施設完成検査の手引説明会
3. 高圧ガス製造施設保安検査の手引説明会
4. 高圧ガス安全アラカルト講習会
5. 高圧ガス必携講習会
6. 高圧ガス輸送保安講習会
7. 高圧ガス取扱い保安講習会
8. 特定高圧ガス取扱い講習会
9. 高圧ガス法令講習会
10. 高圧ガス自主保安ガイドライン説明会
11. 大臣認定試験者研修会
12. 非破壊試験技術者資格試験受験者教育訓練（UM1、PD2）
13. 工場見学研修会
14. その他

参考書籍等の刊行、配布、斡旋

高圧ガス事業の保安を推進する上で必要な各種手引書、必携書、ガイドライン等の図書に関係官庁の監修を受けて発行致します。

当協会の実験委員会が作成した実験DVDを体感教材用として販売すると共に、各種保安教育用DVD等の貸出、斡旋を行っています。

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| 1. 高圧ガス製造許可申請等の手引 | 5. 高圧ガス必携 |
| 2. 高圧ガス製造施設完成検査の手引 | 6. 高圧ガス自主保安ガイドライン |
| 3. 高圧ガス製造施設保安検査の手引 | 7. 高圧ガス安全ニュース（会員特典無料配布：年2回） |
| 4. 高圧ガス安全アラカルト | 8. その他 |

本協会は各種会議等を含めたあらゆる活動において、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)に違反する行為は一切行いません。

2 技術相談

技術相談窓口業務

conference

高圧ガス関係事業所及び高圧ガス消費者等からの質問に対し、次の技術相談に応じています。

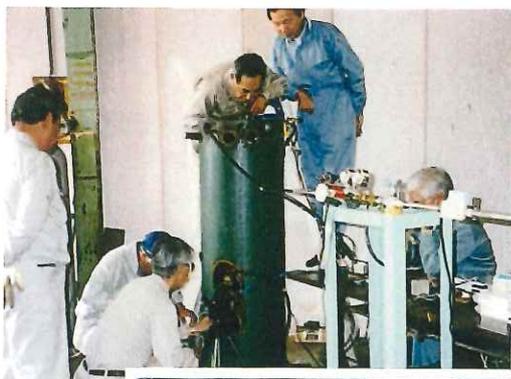
- ◆ 高圧ガス保安法令関係の相談
- ◆ 高圧ガス法令に関する許認可手続きの相談
 1. 高圧ガス製造・販売、貯蔵等に関する相談
 2. 高圧ガスの移動に関する相談
 3. 大臣認定試験者に関する相談
- ◆ 高圧ガス製造保安責任者試験に関する相談
- ◆ 放置容器等所有者不明容器に関する相談及び容器委員会への連絡
- ◆ その他高圧ガス技術関係の相談

3 調査、研究

高圧ガス保安管理技術に関する調査、研究

research

各専門部会の協力により、テーマごとに実験委員会を立上げ、昭和63年より実験を行なってきました。今後も新しいテーマについて調査及び研究を行います。



実験結果報告DVD

- ◆ 液化炭酸ガスの相変化観察
- ◆ 配管内の流体の状態と内圧破裂様態
- ◆ バルブは“ゆっくり”開閉する
- ◆ 金属フレキシブルホースの内圧破壊実験
- ◆ 酸素雰囲気における燃焼
- ◆ 高圧ガス容器の設置場所と温度上昇
- ◆ 液化窒素の液封による圧力上昇「液封は危険だ！」
- ◆ 空気へのガスの「流れと拡散」



事業活動

4 試験業務

高圧ガス保安協会から高圧ガス製造保安責任者等の試験業務を受託

examination

高圧ガス保安協会より、高圧ガス製造保安責任者等の試験事務を当協会が一般社団法人 大阪府LPガス協会と大阪府冷凍設備保安協会と協同で試験部会として受託し、次の通り実施しています。

1. 試験実施日

- 筆記試験 ▶ 毎年11月・第2日曜日
- 技能試験 ▶ 筆記試験実施後 第3週目の日曜日

2. 試験場所

- 筆記試験 ▶ 大阪府内指定会場
- 技能試験 ▶ 大阪府立南大阪高等職業技術専門学校

3. 試験の種類

乙種化学、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、
乙種機械、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、
第一種販売、第二種販売、液化石油ガス設備士

4. 受験者数

- 筆記試験 ▶ 約3000名
- 技能試験 ▶ 約50名（液化石油ガス設備士に限る）

5 表彰

保安功労者、優良事業所表彰等

commendation

- 当協会は「高圧ガス保安功労者」、「高圧ガス優良従事者」、「高圧ガス優良事業所」を選定し、毎年定時総会にて会長が表彰します。
- 当協会は「大阪府知事表彰」、「高圧ガス保安協会長表彰」、「中部近畿産業保安監督部近畿支部長表彰」、「経済産業大臣表彰」者を選定し、関連機関へ推薦致します。

6 情報提供

高圧ガス保安に関する諸施策の周知、情報の提供

information

経済産業省、大阪府、保安3法事務連携機構おおさか、大阪府内消防局・消防本部、高圧ガス保安協会、その他諸団体より高圧ガス法規、高圧ガスの保安に関する通知及び情報を受信した場合、直ちにその情報を発信し、周知徹底を図ると共に、諸資料を整備し、一般にも公開しています。

7 受託業務

行政官庁及び他団体等より委託された事業

commissioned business

大阪府高圧ガス地域防災協議会よりの受託業務

大阪府高圧ガス地域防災協議会は大阪府内の高圧ガスの製造、販売、貯蔵、消費、移動等に関する災害の発生、拡大の防止を目的とする協議会であり、当協会はその業務遂行と事務処理を受託しています。



1. 地域内において発生した高圧ガスの事故等の応援活動に関して、指定防災事業所の応援出動要請、出動報告書の処理
2. 高圧ガス防災訓練と防災研修会の企画、実施
3. 高圧ガス指定防災事業所名簿の管理、配布
4. 会費徴収を含む運営に関する事項



近畿高圧ガス地域防災協議会連合会よりの受託業務

近畿高圧ガス地域防災協議会連合会は経済産業省 近畿経済産業局管内の各府県高圧ガス地域防災協議会の連合体として、各地域防災協議会間の連絡、調整、情報交換、高圧ガス指定防災事業所一覧表の作成、配布、事故発生時の相互援助協定の締結等の業務を行う団体であり、当協会は、その業務を受託しています。

高圧ガス会員規約 membership agreement

会 員 定款第 5 条（法人の構成員）

1. 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費、検査を営む企業、及び事業所。
2. 高圧ガス製造設備、機器、容器、弁、計測器、附属品等の製造、販売、検査、処理を営む企業、及び事業所。
3. 本項第 1 号及び第 2 号に関連する企業、事業所、団体又は個人で、この法人の目的に賛同して入会した者。
4. 高圧ガスまたは、高圧ガス製造設備等の業務に直接たずさわっていない企業、事業所、団体又は個人で、この法人の目的に賛同して入会した者。

上記の会員をもって、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）上の社員とする。

入会金 定款第 7 条（経費の負担）、定款施行細則第 3 条（会費の支払基準 付属書 1）

入会金は次の通りとする。入会金は入会申込みの時に納入する。

A 級 30,000 円 **B 級** 20,000 円 **C 級** 10,000 円 **D 級** 不 要

会 費 定款第 7 条（経費の負担）、定款施行細則第 3 条（会費の支払基準 付属書 1）

- 会費は年額で次の通りとする。

A 級 80,000 円 **B 級** 70,000 円 **C 級** 60,000 円 **D 級** 20,000 円

- 会費の級別は、その事業内容により次に準ずる。

A 級

1. 高圧ガス製造事業所
2. 多種類の高圧ガス販売事業所
3. 多種類の高圧ガス貯蔵、消費事業所
4. 高圧ガス容器製造事業所
5. 高圧ガス設備製造事業所
6. 大臣認定試験者事業所
7. 又はこれに準ずるもの

B 級

1. 高圧ガス充填事業所
2. 弁類製造事業所
3. 高圧ガス輸送事業所
4. 高圧ガスプラント検査事業所
5. 容器検査事業所
6. 又はこれに準ずるもの

C 級

1. 高圧ガス販売事業所
2. 特定高圧ガス消費事業所
3. 又はこれに準ずるもの

D 級 高圧ガスまたは、高圧ガス製造設備等の業務に直接たずさわっていない企業及び事業所、団体又は個人で、この法人の目的に賛同して入会した者

- 会費は期当初（毎年 4 月）に 1 年分を一括納入する。
- 期中に入会した会員の会費は月割計算とする。

役 員 定款第 20 条（役員の設定）

会 長 光村 公介（エア・ウォーター株式会社）
副 会 長 高橋 正一（日本化学機械製造株式会社）
副 会 長 山本 明成（岩谷瓦斯株式会社）
顧 問 小川 洋史（株式会社フジキン）・森川 順
専務理事 佐藤 浩治（常勤）

理 事 25 名以上 35 名以内
監 事 2 名以上 4 名以内

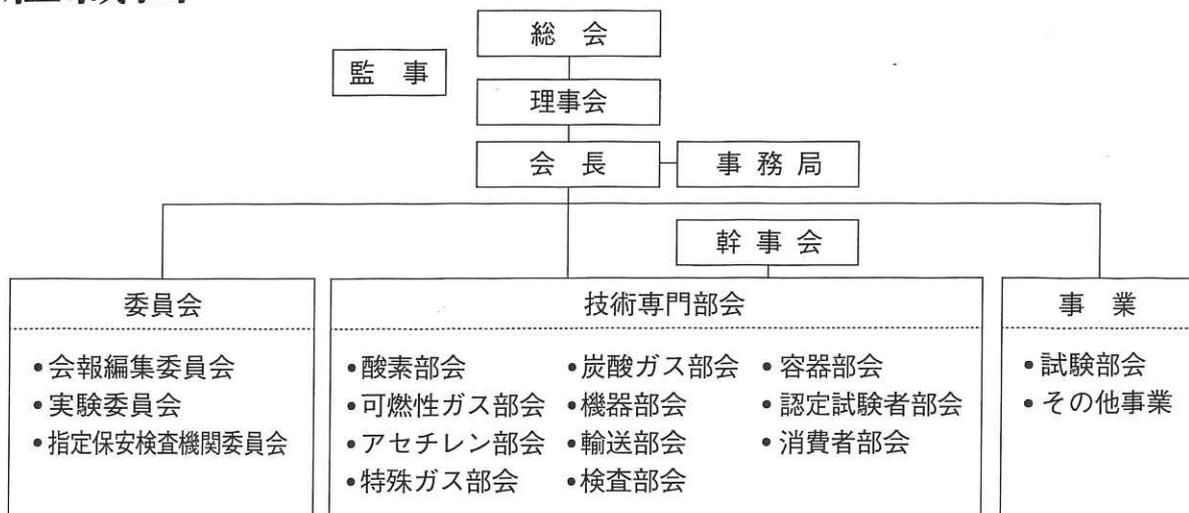
目的 定款第3条（目的）

本協会は、大阪府内において高圧ガスによる災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立し、保安管理技術の向上を図り、関係行政官庁と密接な連携を保ちながら必要な事業を行ない、高圧ガス関係事業の安全と健全な発展を推進し、もって公共の安全を確保することを目的とする。

沿革

昭和 39 年 1 月 23 日	現法人の前身となる近畿高圧ガス安全協会設立（会員数 112 近畿酸素協会へ事務委託）
昭和 58 年 7 月 1 日	事務所を大阪市東区安土町 2-10 ニュートヤマビルに開設（大阪府高圧ガス地域防災協議会ならびに近畿高圧ガス地域防災協議会連合会より業務及び事務受託）
昭和 60 年 6 月 20 日	大阪府内を中心とする高圧ガス保安団体として、近畿高圧ガス安全協会を大阪府高圧ガス安全協会と改称し、新定款を制定
昭和 62 年 4 月 1 日	高圧ガス製造保安責任者試験等の民間委譲に伴い、大阪府内の試験業務を受託するために、大阪府高圧ガス安全協会、大阪府LPガス協会、大阪府冷凍設備保安協会の3団体は大阪府高圧ガス保安技術振興協会を設立（事務局 大阪府高圧ガス安全協会内）
昭和 62 年 7 月 1 日	大阪府高圧ガス保安技術振興協会と高圧ガス保安協会は試験事務委託契約を締結し、高圧ガス保安協会大阪府試験事務所を開設
平成 4 年 1 月 31 日	事業拡大に伴い、事務所を大阪市中央区淡路町 1 丁目 4-10 森井ビルへ移転
平成 5 年 4 月 1 日	大阪府高圧ガス安全協会を社団法人大阪府高圧ガス安全協会に改組し、新定款を制定
平成 24 年 4 月 1 日	大阪府高圧ガス保安技術振興協会を解散し、当協会に吸収 協会内に試験部会を設置し、高圧ガス保安協会から試験業務を受託
平成 25 年 4 月 1 日	社団法人大阪府高圧ガス安全協会を一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会に改組し、新定款を制定 現在に至る

組織図





●数字は地下鉄出入口番号

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会

〒541-0047

大阪府中央区淡路町1丁目4番10号 森井ビル2F

TEL.06-6229-1236 FAX.06-6229-3741

E-mail:info@daiankyo.or.jp

URL:http://www.daiankyo.or.jp/